

第4回都区財政調整協議会幹事会（R7.1.7）

主な発言概要

本資料は第4回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

■ 都区間の財源配分に関する事項

【都】

それでは、私から東京都の追加提案事項について、説明をさせていただきます。

内容については、先般、区長会の要請を受け、都としての回答をお伝えしたところでありましたが、改めて、東京都からの提案として説明をするものでございます。

配付資料、「令和7年度都区財政調整 東京都追加提案について」をご覧ください。そのまま読み上げます。

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。

都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。

都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。

児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。

こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更する。

本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。

以上が追加提案内容となります。

なお、「参考」として記載しておりますが、特別区の配分割合を56%・特別交付金を6%とした場合の、本日時点の令和7年度当初フレームは、財調交付金の金額は1兆2,987億円となり、内訳として、普通交付金の金額が1兆2,208億円、特別交付金の金額が779億円となります。

私からは以上です。

【区】

ただいま都側からご提案のありました、都区間の配分割合等の変更について、区側の意見を申し上げます。

区側の考え方については、第3回幹事会までに申し上げてきましたが、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れると整理されたことを踏まえ、都案について了承したいと考えております。

なお、特別交付金については、次年度に向け、前向きな議論をお願いしたいと思いますが、その点については、後程の特別交付金の協議の中で改めて確認させていただきます。

私からは以上です。

■ 財源見通しについて

【都】

財源見通しについて説明します。

財源見通しについては、前回の幹事会でお示しした令和7年度の見込額から変動があったものについて説明します。

まず、調整税等についてですが、

- ・市町村民税法人分は、7,074億3千8百万円、
- ・法人事業税交付対象額は、1,002億6千6百万円

調整税等合計で、2兆3,236億5千6百万円と見込んでいましたが、

- ・市町村民税法人分は、6,984億7千万円、
- ・法人事業税交付対象額は、978億6千1百万円

調整税等合計で、2兆3,122億8千3百万円に変わる見込みです。

これを、56%相当で計算しますと、1兆2,948億7千9百万円となり、これに令和5年度の精算分、38億2千2百万円を加味した交付金総額では、1兆2,987億1百万円となります。

この結果、普通交付金総額としては、1兆2,207億7千9百万円となる見込みです。

次に、基準財政収入額の見込みについてですが、

- ・利子割交付金が、119億7千4百万円から、120億8千2百万円に、
- ・配当割交付金が、264億7千4百万円から、294億9千6百万円に、
- ・株式等譲渡所得割交付金が、256億2百万円から、359億1千1百万円に、
- ・地方消費税交付金が、2,518億5千7百万円から、2,519億6千5百万円に、
- ・ゴルフ場利用税交付金が、4千万円から、4千2百万円に、
- ・環境性能割交付金が、48億2千4百万円から、47億7千8百万円に、
- ・地方消費税交付金特例加算額が、231億1千7百万円から、231億2千7百万円となります。

その結果、基準財政収入額の合計は、1兆4,959億2千7百万円から、135億1千3百万円増の1兆5,094億4千万円となります。

次に、基準財政需要額についてですが、計数整理等の結果により、数値の変動がありまして、2兆2,537億5千3百万円となります。

その結果、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和7年度の普通交付金所要額は、7,443億1千3百万円となり、普通交付金の総額である1兆2,207億7千9百万円と比較して、4,764億6千6百万円下回っていることとなります。

なお、この後の「区側提案事項」における「投資的経費の見直し（建築工事）」が合意となった場合、令和5年度財調協議で次の見直しまでの臨時的算定として合意した、「投資的経費の見直し（建築工事）」及び「投資的経費に係る物騰率算出方法の見直し」の算定が終了することとなります。

その場合、基準財政需要額が2兆1,901億7千5百万円となり、普通交付金の総額である1兆2,207億7千9百万円と比較して、5,400億4千4百万円下回っていることとなります。

なお、政府の令和7年度税制改正大綱決定の遅れに伴い、現在もその影響について精査を進めているところです。数値に変動が生じた項目については、次回以降の財調協議会にてお示しします。

最後に、令和6年度の財源見通しについては、前回幹事会でご説明した内容から変更はありません。

私からは以上です。

<都側提案事項>

■ 令和6年度再調整

【都】

それでは、令和6年度再調整に係る提案について申し上げます。

第3回幹事会でご説明しましたとおり、令和6年度における普通交付金の最終的な算定残は、約711億円となります。

この普通交付金の算定残に対する追加算定に当たっては、先の幹事会で、都側からは、将

来の財政負担を軽減するため、義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、起債充当を行わないこととして算定すること、発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定することを検討しているとお伝えしました。

また、区側からは、公共施設ＬＥＤ灯切替事業費や、児童手当給付事業費などについて、算定すべきとの発言がありました。

これらを踏まえ、本日、お配りしている資料「令和6年度都区財政調整（再調整）東京都提案事項」を作成しました。

具体的には、区側から提案があった公共施設ＬＥＤ灯切替事業費ほか、学校給食費保護者負担軽減事業費、勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し、首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費など計14項目について、算定すべきと考えます。

令和6年度再調整に係る提案は以上です。

【区】

私から、ただ今ご提案のありました令和6年度再調整について、区側の見解を述べさせていただきます。

前回の幹事会においては、再調整で算定すべきその他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業を優先的に算定すべきであることを申し上げました。

今回示された都側提案を拝見いたしますと、区側から提案した項目について、一部盛り込まれておりませんが、いずれの項目も区の考え方とは一致するものとなっております。

また、都側から提案がございました、義務教育施設の新築・増築等に要する経費の算定についてですが、再調整での算定については、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考えます。

そこで、令和6年度の普通交付金の財源状況を踏まえて確認したところ、都案は、区間配分への影響を一定程度考慮したものとなっております。

以上の点を踏まえ、令和6年度再調整については都側提案に沿って整理したいと考えます。

私からは以上です。

<区側提案事項>

■ 都区連携経費

【区】

私からは、都区連携経費について、発言いたします。

都側の見解では、「災害対応等経費」における「水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備のための需要」、「少子化対策経費」については、算定に向けた前向きな回答が得られませんでした。

今回前向きな回答が得られなかった特別区の需要については、それぞれ都区が直面している喫緊の課題であり、都区で連携して早急に取り組む際に発生する必要な需要のため、すぐにでも算定すべき需要であると考えております。

しかしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかったものとして整理したいと考えますが、今後も、引き続き議論をしていきたいと考えております。

なお、「脱炭素関係経費」の一部については、「投資的経費の見直し」において、ＺＥＢ化費用を新たに需要算定することを提案していますので、そちらの協議においてご検討いただき、それ以外の経費について、今年度は協議が整わなかったため、今後も、引き続き議論をしていきたいと考えております。

また、第3回幹事会において、都側から「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」および「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」については、「2030年度までに達成できるようモデル経費を設定し、一部経費を除き、2030年度までの算定にすべき」とする

修正案が提示されました。

区側としましては、目標年次を設定し、時限的に算定すべきとする都側の趣旨は一定程度理解できることから、「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」および「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」は、都側修正案のとおり整理したいと考えます。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から都区連携経費について発言がありました。

第1回幹事会でも発言したとおり、現在の東京には、少子高齢化や国際競争力の強化など、我が国が先送りしてきた課題が社会の至るところで先鋭化しています。

こうした東京の都市課題を共有し、共に学び合う場として、今年度はこれまでに2回、「都区連携の勉強会」を開催し、各区長と都の副知事等とが議論を交わしたところです。

都としても、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識しています。

今年度は、令和6年能登半島地震も踏まえ、「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」や「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」を算定することを都区合意できましたが、他の需要についても、次年度以降区側から提案があった際には、真摯に議論していきたいと考えています。

私からは以上です。

■ 特別交付金

【区】

私からは、特別交付金について発言いたします。

まず、算定項目「Cーイ」に係る精算基準の見直しについてです。

第3回幹事会において、都側より、財調単価が下降する局面においても精算対象とすること、申請初年度から事業終了年度までの平均で精算することについて発言がありました。

区側としては、前回の幹事会で申し上げたとおり、現状の課題認識のもと、各区の実態を的確に反映させるためには、区案が妥当であると考えます。

都側の意見を踏まえた場合、実績額が変わらず、財調単価のみが減少したケースでは、実績額と財調単価による算定にさらなる乖離が生じるため、各区の実態を的確に反映できるものとは言えず、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることができないことから、引き続きの課題とせざるを得ないと考えております。

今年度の協議では、この他に、都区で確認したルールに記載のない事項により算定除外された経費が区側アンケート調査で明らかになったことに伴い、本除外経費は、いつ都区で合意したものか都側の見解を伺ったところ、都側からは、「都は算定ルールに則って適切に算定しています。」との主張が繰り返されるのみで、区側の質問に対し、明確な回答はございませんでした。

また、都側より、「都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識しております。」との発言がありました。

区側としては、都区で確認したルールに記載のない事項により除外されることは、区側が認識していないルールと言わざるを得ず、都区で確認したルール以外で運用がなされないよう、財調協議により、都区合意の上、改正を行っていく必要があると考えております。

また、先ほどの都区間の財源配分に関する事項の協議の結果、来年度から特別交付金の割

合が6%に変更になることを踏まえ、今年度に協議した事項も含め、次年度に早急にルール作りを行うことが必要と考えております。

そのため、次年度に向け、前向きな議論をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から特別交付金に関する発言がありました。

特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ね合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えておりますが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論はありません。

私からは以上です。

■ 都市計画交付金

【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

今年度の協議においても、区側から、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大、都市計画税の適正な配分を検証するための情報の開示、といった提案を行いました。都側は例年同様の発言を繰り返すばかりで、議論を進展させることはできませんでした。

各区とは個別に意見交換を行う姿勢はお示しいただけるのに、23区の代表者である我々と財調協議の場で議論に応じない都側の姿勢は、疑問に感じるところであります。

区側としては、本来的には財調協議の場で議論すべきものであるという立場に変わりはありませんが、財調協議の場において、議論ができないのであれば、昨年8月の都への予算要望等でも申し上げたとおり、財調協議とは別に、協議体を設置し議論を行うべきと考えます。

都市計画交付金については、今年度も引き続きの課題とせざるを得ませんが、予算要望の場や財調協議など、様々な場を通じて都区で協議を重ねていきたいと考えておりますので、特別区における都市計画事業の円滑な実施のため、都側の誠意ある対応をよろしくをお願いしたいと思います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から、都市計画交付金について発言がありました。

都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後引き続き、適切に対応してまいります。

私からは以上です。

■ 子ども医療費助成事業費

【区】

私からは、子ども医療費助成事業費について発言いたします。

第3回幹事会において、本事業の「合理的かつ妥当な水準」が都の補助基準であるとする理由について伺いました。

これに対して、都側から、「都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であると考えます」と発言がありましたが、

区側は理由を伺っているにもかかわらず、都側はこれまでの協議と同様の発言を繰り返すのみであり、一向に議論を進展させることができませんでした。

これまで述べたとおり、本事業における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区域におけるサービス水準であるとの考えに変わりはありませんが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であります。一方で、第2回幹事会において発言いたしましたとおり、所得制限の撤廃について合意すること自体には異論はありません。このため、都側の意見を踏まえた修正案を提出します。

また、都側から提示のあった合意に当たって、必要となる論点については、改めて論点メモとしてまとめておりますので、ご確認ください。

私からは以上です。

【都】

ただいま、子ども医療費助成事業費について、区側から前回幹事会で都側がまとめた論点メモへの回答と修正案の提示がございました。

今回提示された修正案等については、区側から事前にご提供頂き、内容を確認したところ、都側の意見を踏まえたものとなっており、合理的かつ妥当な水準であることから、修正案に沿って整理したいと考えております。

私からは以上です。

■ 学校教員費（区費非常勤栄養職員）

【区】

私からは、学校職員費における区費非常勤栄養職員について、発言いたします。

第3回幹事会において、区側から、全国的にも各校1名配置の要望が出ていること、都立小・中学校においても区立小・中学校と同様の各校1名配置が行われていることなどを申し上げ、改めて都の見解を伺いました。

それに対し、都側からは「義務標準法で定める人数が合理的かつ妥当な水準である」と発言があり、これまでと同様の見解が示されたところです。

都側からは「各区が区費により栄養教諭等を1校に1名となるように配置していること自体を否定しているものではない」との発言があるとともに、冒頭申し上げたように都立小・中学校においても区立小・中学校と同様の各校1名配置が行われており、都区双方が義務標準法の定め以上に栄養教諭等を配置している状況下にあります。

にもかかわらず、国が定める義務標準法のあることのみを理由に、区の実態を軽視する、都側の姿勢は理解できません。

今回の協議では、都区の認識を一致させることができませんでした。今後とも国や都の基準を一律に合理的かつ妥当な水準とすることなく、個々の事務に則して「合理的かつ妥当な水準」を判断いただくようお願いします。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から区費非常勤栄養職員について発言がありました。

都としても、学校給食における安全・衛生管理の重要性は認識をしているところであり、本事業の実施自体を否定しているものではないことを改めて述べさせていただきます。

また、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、これまでどおり、個々の事務の内容に即して判断をしていくものと考えております。

その上で、本事業については、過去の協議やこれまでの幹事会で述べたとおり、義務標準法で定める人数が合理的かつ妥当な水準であると考えております。

私からは以上です。

■ 投資的経費の見直し

【都】

私からは投資的経費の見直しについて発言致します。

まず、前回の幹事会で提示された都側論点メモへの回答のうち、Z E B（ゼブ）化費用について、見解を申し上げます。

区側の回答によれば、各区におけるZ E B化の取組状況は、「現時点の実績としてZEB化を普遍的に実施しているという状況ではない」とのことでしたが、都としても「ゼロエミッション東京」を実現するためには、脱炭素関係施策に関する都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識しております。

そのため、Z E B化費用について、新たに算定することで整理をしたいと考えております。

ただし、今回は現時点における取組状況ではなく、各区の計画等を踏まえた将来的な需要見込みを前提に算定するものです。そのため、Z E B化費用の経費設定方法については、今後、実際の取組状況が明らかになった段階で、改めて検証が必要になるものと考えております。

次に、規模や単価の設定等について、区側修正案は都側の意見を踏まえたものとなり、合理的かつ妥当な水準であることから、修正案に沿って整理したいと考えております。

私からは以上です。

【区】

都側から、Z E B（ゼブ）化費用に係る発言がございました。

各区のZ E B化の実態については、現時点では限られた施設のみが実施しているという状況です。

一方で、各区はゼロカーボンシティ宣言を行うなど、Z E B化を含めた環境施策を推進していくこととしており、将来的には普遍的になるものと考えております。よって、都側から発言がございました、「今後、実際の取組状況が明らかになった段階で、改めて検証が必要になるもの」という点については、区側も同様の認識です。

脱炭素関係施策については、都区の信頼関係のもと、緊密な協働と連携が必要であり、今回の合意はそれに寄与するものと考えております。これにより、「ゼロエミッション東京」の実現にも資するという認識です。

次に、修正案についてです。今回の協議では、平成25年度財調協議以来となる投資的経費の見直しについて、資材費高騰等の社会経済状況及び、特別区全体における公共施設の整備方針等を踏まえ、財調算定にどのように反映させるかがポイントとなりました。それらの課題について、一定程度反映でき、協議をまとめることができたのは、大きな成果であると考えております。

Z E B化費用等の後年度における課題や、状況の変化等があった場合は、改めて協議していく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

■ 財源を踏まえた対応

【区】

それでは、私から財源を踏まえた対応について発言させていただきます。

先程、都側より改めて令和7年度財源見通しが示されましたが、普通交付金の財源は、所要額に比べ上回る見込みであるとのことでした。

今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができておらず、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残っていると考えております。

一方で、各区では、高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎えており、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策は喫緊の課題となっています。

そこで、区側としては、現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を提案いたします。

私からは以上です。

【都】

ただいま説明のありました区側提案について、都側の見解を申し上げます。

現在の協議状況及び高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎える中、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、公共施設改築経費を臨時的算定すべきとの提案です。

先ほどの「令和6年度再調整」の協議でも申し上げておりますが、発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となることから、必要な改築は適時行うことが求められるものと考えられます。

また、過去のリーマンショックによる減収への対応として、それ以前に臨時算定した改築経費が存在したことから、当該時期の年度事業量を0とすることで対応した経緯もあるため、区側の提案については、都側としても異論ありません。

なお、平成31年度財調協議で整理したとおり、公共施設改築需要の集中期の対応については、区側の検証により、財調上、過去の臨時的算定により対応が済んでいることが明らかになっています。

このため、今回の再調整及び臨時的算定についても、引き続き、費目別、標準施設別で臨時的に算定した額と年度事業量を都区双方で管理し、後年度の不況時の対応に資することとします。

私からは以上です。

■ 都側総括意見

【都】

それでは、私から、東京都の総括意見を申し上げます。

配分割合に関しては、2年間に渡って協議が整わず、3年目を迎えたところですが、本日、合意に至ったことは、これまで都区で培ってきた信頼関係と、都区双方の真摯な議論の成果であると考えております。

都区間の配分割合等の変更については、先ほどご説明のとおりです。本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていきたいと考えております。

都としましては、今後とも特別区の皆さまと十分協議しながら、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度を適切に運用していきたいと考えていますので、区側の皆様のご理解、ご協力を改めてお願いして、都側の総括的な意見とします。

■ 区側総括意見

【区】

（総括意見）

第1回幹事会において、区側から、物価高騰に伴う各種対策や、今後、増大が見込まれる大都市特有の財政需要に対応していく必要があること等を踏まえ、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、常に需要に見合った算定としていく必要があることを申し上げたところです。

これらを踏まえ、あるべき需要を財調に適切に反映して、特別区の自主的かつ計画的な行財政運営が担保されるよう、真摯に協議に臨んでまいりました。

その結果、一定程度整理することができた提案も多かった一方で、「区費非常勤栄養職員」などの項目について、都区双方の見解が異なり、今回の協議においても合意に至ることができませんでした。これらの課題については、来年度以降も引き続き、都区双方で取り組んでいくべきものと考えております。

（都区間の財源配分に関する事項）

「都区間の財源配分に関する事項」については、令和5年度財調協議の結果、令和4年度の協議を継続することとなり、都区PTでの議論を踏まえ、今年度の協議に移行することとなった非常に重要な協議でした。

これまでの検討経緯を踏まえ、今年度、配分割合の変更に至ったことは、都区双方で真摯に協議を継続してきた結果であると考えております。

これを契機とし、都区は大都市東京を支えるパートナーとして、ともに東京の持続的発展を実現していくため、都は東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策、特別区は住民を身近で支えるきめ細かい施策を推進し、重層的で未来志向の連携・協力により、新たなステージへの歩みを力強く進める必要があると考えております。

昨年12月、国は「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を立ち上げ、大都市特有の行政課題に対応する観点から、大都市制度や大都市圏域での取組に関し、具体的な課題の整理や対応の方策について、今後、幅広い議論を行うとしております。

都区制度は、首都大都市地域で行政の一体性を確保しつつ、身近な自治を確保するという長年の自治権拡充運動を経て、2層制の自治制度として確立したものであり、都区財政調整制度における都区間の配分割合の変更は、都区の信頼関係があつてのことです。

今後も、都区財政調整制度は、特別交付金を含め、算定の包括化や簡素化、諸課題をともに検討し、さらに発展させてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

（特別交付金）

また、特別交付金の6%への引き上げについて、繰り返しになりますが、次年度に早急にルール作りを行うことが必要と考えておりますので、前向きな議論をお願いしたいと思います。

（投資的経費の見直し）

次に、「投資的経費の見直し」については、平成25年度財調協議以来となる大規模な見直しでしたが、建築工事単価や年度事業量の見直しなど主要な課題を概ね整理できたことは、都区の信頼関係のもとで、議論を尽くしてきた大きな成果であると考えております。

（都区財政調整協議上の諸課題）

また、「都区財政調整協議上の諸課題」のうち、「都市計画交付金」については、都市計画事業の増加が見込まれる観点から、それぞれ基本的な考え方や具体的な方策などを伺いましたが、都側からは前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論とはなりませんでした。

（基準財政需要額のあり方）

次に、財調制度全般にわたる「基準財政需要額のあり方」について申し上げます。

今回の協議では、区側提案については、「普遍性」を確認し、区側の考える「合理的かつ妥当な水準」で一定の提案事項を合意することができた一方で、提案の一部については、都

区で普遍性や合理的かつ妥当な水準の観点で認識が一致せず、特別区の喫緊の課題であるにもかかわらず、協議を整えることができなかった項目もありました。

こうしたことから、「基準財政需要額のあり方」については、毎年度の協議を通じて、継続的に取り組み、都区間で認識を共有していきたいと考えております。

(今後の協議に向けての認識)

最後に、今後の協議について区側の考えを申し上げます。

今年度は、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要として、災害対応に関する需要が基準財政需要額に反映されましたが、特別区には、災害対応以外に少子化対策や脱炭素関係経費など反映すべき需要があることから、今後も引き続き議論をしていきたいと考えております。

来年度協議は、今年度協議の積み残しの課題のほか、物価高騰等の影響や税制改正が懸念されることにより、景気動向が依然として不透明な厳しい状況での協議となります。

引き続き、財調制度が適切に運用されるための取り組みとして、特別区間の自主自律的な調整を行い、提案してまいります。都側におかれましても、課題の解決に向け、前向きに対応いただくようお願いいたします。

以上をもって、区側の総括意見といたします。